

泉大津市子育てサポーター制度運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、泉大津市（以下「市」という。）が行う子育て支援事業に理解と熱意を持って支援活動を行う、子育てサポーターの制度運営について必要な事項を定め、子育てを地域で支える環境を整備していくことを目的とする。

(活動内容)

第2条 子育てサポーターの活動内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 泉大津市地域子育て支援センター（以下「支援センター」という。）の行う事業の支援に関する事。
- (2) 市の主催する子育てに関する事業における保育等の業務の支援に関する事。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市が行う子育て施策の支援に関する事。

(対象者)

第3条 子育てサポーターの対象者は次に掲げるとおりとする。

- (1) 市内に在住又は在勤し、前条に規定する活動を希望する者
- (2) 子育てサポーターとして市長が特に認めた者

(子育てサポーターの義務)

第4条 子育てサポーターは、第2条に規定する活動を行うにあたり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 支援センター職員と密接な協議のもとに公平かつ平等に活動にあたる事。
- (2) 活動中において知り得た個人の秘密に関する情報を漏らさない事。子育てサポーターの登録を抹消した後も同様とする。
- (3) 政治、宗教及び営利に関する活動又は公共の利益に反し、若しくは反するおそれのある行為をしない事。
- (4) 活動中は、市が作成した名札を着用する事。
- (5) 他のサポーターと協調して活動する事。

(登録)

第5条 第2条に規定する活動を希望する者は、泉大津市子育てサポーター登録申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 子育てサポーターの登録期間は、当該年度末までとする。ただし、登録を受けた子育てサポーターより辞退の申出がない場合は、その期間を更に1年間延長するものとし、その後において登録期間が満了したときも、同様とする。

3 子育てサポーターとして登録された者は、第1項の規定により登録した事項に変更があったときは、再度、申請書を市長に提出しなければならない。

(登録の抹消)

第6条 市長は、登録を受けた子育てサポーターが次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を抹消することができる。

- (1) 子育てサポーターから泉大津市子育てサポーター登録辞退届出書(様式第2号)の提出があった場合
- (2) 第4条に規定する義務を遵守できないと認められる場合
- (3) 申請書に虚偽の記載があった場合
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が子育てサポーターとして相応しくないと判断した場合

(連絡会)

第7条 市長は、必要に応じて子育てサポーターの連絡会を開催し、活動状況等について意見交換を行うものとする。

(報酬等)

第8条 市長は、子育てサポーターの活動に対して報酬、交通費その他の経費を支給しない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、子育てサポーター制度の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月1日から適用する。

様式第1号（第5条関係）

泉大津市子育てサポーター登録申請書

登録年月日 年 月 日 受付No.

泉大津市長 様

ふりがな 氏名		生年月日	年 月 日
住所	〒		
自宅電話番号	- -	携帯電話番号	- -
趣味・特技			
資格・免許			
どんな活動を したいですか	例) 託児、読み聞かせ、手芸等		

活動可能 日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
		午前・午後	午前・午後	午前・午後	午前・午後	午前・午後	午前・午後

- 泉大津市子育てサポーター登録にあたって
 - ▼ 活動中に知り得た個人の秘密に関する情報は漏らしません
 - ▼ 営利を目的としません
 - ▼ 宗教活動を主たる目的としません

※登録した事項に変更があった場合は、変更した事項のみ記載すること。

様式第2号（第6条関係）

泉大津市子育てサポーター登録辞退届出書

年 月 日

（宛先）泉大津市長

氏名 _____

住所 _____

電話番号 _____

年 月 日付で登録しました泉大津市子育てサポーターについて、要綱第6条第1号の規定に基づき、以下の理由により登録の辞退を届け出ます。

記

（辞退理由） _____

以上